

令和3年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

令和3年2月26日（金曜日）午後2時40分 開会

議 事 日 程

令和3年2月26日（金曜日）午後2時40分 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 管理者行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報第 1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 日程第 7 議第 1号 奈良県広域消防組合分担金条例の制定について
- 日程第 8 議第 2号 奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議第 3号 奈良県広域消防組合副管理者定数条例の制定について
- 日程第10 議第 4号 奈良県広域消防組合附属機関設置条例の制定について
- 日程第11 議第 5号 奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定について
- 日程第12 議第 6号 公益的法人等への奈良県広域消防組合職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第13 議第 7号 奈良県広域消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定について
- 日程第14 議第 8号 奈良県広域消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第 9号 奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第10号 奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第11号 奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第12号 奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について
- 日程第19 議第13号 奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例について
- 日程第20 議第14号 奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第21 議第15号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第16号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の

		一部を改正する条例について
日程第 2 3	議第 1 7 号	奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 4	議第 1 8 号	奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 2 5	議第 1 9 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 6	議第 2 0 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 7	議第 2 1 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 8	議第 2 2 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 9	議第 2 3 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 0	議第 2 4 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 1	議第 2 5 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 2	議第 2 6 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 3	議第 2 7 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 4	議第 2 8 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 5	議第 2 9 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 6	議第 3 0 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 7	議第 3 1 号	令和 2 年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 8	議第 3 2 号	令和 3 年度奈良県広域消防組合一般会計予算について
日程第 3 9	議第 3 3 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 4 0	同第 1 号	奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 4 1	同第 2 号	奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 4 2	同第 3 号	奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	大橋基之君	2番	下川俊文君
3番	森田浩司君	4番	植田昌孝君
5番	我妻力君	6番	窪佳秀君
7番	更谷慈禧君	8番	吉川幸喜君
9番	伊藤勇二君	10番	西本安博君
11番	中川義弘君	12番	清原和人君
13番	亀井雅之君	14番	萩原徳一君
15番	川村優子君	16番	西澤巧平君
17番	水本実君	19番	亀田忠彦君
20番	東川裕君	21番	新澤良文君
22番	山本勲君	23番	尾上治吉君
24番	中村良路君	25番	堀川季延君

欠席議員（1名）

18番 堀内大造君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	上田清君	副管理者	松井正剛君
副管理者	森川裕一君	運営協議会委員	並河健君
運営協議会委員	平井康之君	運営協議会委員	金剛一智君
運営協議会委員	阿古和彦君	運営協議会委員	中井章太君
運営協議会委員	岡下守正君	運営協議会委員	福岡憲宏君
消防長	高島工君	副消防長	大場教子君
総括監	岡田伸一郎君	総務部長	勝本英一郎君
人事部長	和田利和君	警防部長	松岡成憲君
予防部長	一ノ穂和由君	救急部長	中元光君
通信指令センター長	山口勝啓君	会計管理者	寺崎至亮君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	家鋪久義君	議会事務局課長	北嘉文君
議会事務局課長補佐	横矢猛君		

午後2時40分 開会

○議長（西澤巧平君） ただいまより、令和3年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を開催いたします。

なお、大和高田市の堀内議員から欠席の届けがあります。

議員定数25名中、本日の出席議員は24名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（西澤巧平君） 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申入れがございますので、これを許可いたします。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、本日ここに令和3年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本会議では、報告1件、条例案18件、令和2年度補正予算案13件、令和3年度当初予算案1件、他の一部事務組合の規約変更案1件、そして同意案3件の議案を上程させていただき予定となっております。

何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたしたいと思っております。

日程第1 会期の決定

○議長（西澤巧平君） 日程第1、会期の決定について、お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西澤巧平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第67条の規定により、6番、窪佳秀議員、12番、清原和人議員を指名いたします。

日程第3 議長諸報告

○議長（西澤巧平君） 日程第3、議長諸報告については、令和2年度10月分から12月分までの例月出納検査の結果について、監査委員より提出があり、それぞれの写しを配付しておりますので、ご清覧願います。

これをもって議長報告を終わります。

日程第4 管理者行政報告

○議長（西澤巧平君） 日程第4、管理者行政報告を受けることといたします。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 行政報告につきましては、令和2年10月から12月末までの主要な事業につきまして、お手元にお配りしております「行政報告」をご清覧おきいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（西澤巧平君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席から発言をお願いしたいと思います。

それでは、質問を許します。8番、吉川幸喜議員。

○8番（吉川幸喜君） 皆さん、こんにちは。大和郡山市区分の吉川でございます。議長の許可をいただきましたので、今回、完全統合に伴う分担金の負担についてということで一般質問を行わせていただきます。

この度、広域消防組合の完全統合に先だって規約が改定されました。これまでの自賄い方式が改められ、全会計を一般会計に統合して、今まで以上に効率化を目指すということで、その成果に期待しているところであります。これに伴い、参加市町村の分担金につきましても、毎年見直しを行うとのことでした。

我が市の場合、消防に関する経費負担は広域組合発足後の平成26年度に約6億8,000万円の決算額であったのに対し、現在は8億円近い分担金を負担しております。約1億円の負担増となっている状況であります。参加各市町村において、同じような負担増の状況があると思います。そこで、参加各市町村における消防に関する経費負担につきまして、広域化発足後と現在を比較しての負担増の状況をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西澤巧平君） ただいまの質問に対して答弁をお受けいたします。

勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） 総務部長の勝本でございます。8番、吉川議員の質問にお答えします。

市町村にご負担いただいている市町村分担金について、平成26年度と令和元年度の決算額を比較しますと、約3億9,000万円の増加となっております。増加理由は、公債費について、デジタル無線通信指令システム整備費として、平成27年度に開設した通信指令センターに係る諸費用及びはしご車や救助工作車などの車両整備費の起債の償還額が増加したためです。他の費用、例えば人件費や維持補修費は減少していますが、公債費の増加分が上回ったため、市町村分担金は増加しました。

以上です。

○議長（西澤巧平君） 8番、吉川議員。

○8番（吉川幸喜君） ご答弁いただきましたので、分担金の推移についてはおおむね人件費、公債費の増減と同様に推移しており、広域化後の起債の償還に係る公債費が分担金の増加にもつながっているようです。消防広域化の大きな目的の1つはスケールメリット、あるいは業務の共同化による経費の節減ということでありました。指令センターやデジタル無線の整備などにおいては、費用面でも広域化によるスケールメリットを活かしていただいたと聞いております。ご協力いただきました関係職員の皆様にはこの場をお借りしまして、感謝申し上げます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

整備された機器につきましては、今後更新が必要になってくると思われれます。当然そこには大きな経費が必要になってくるわけであります。また、住民の命を守っていただいている消防という業務において人員の確保は大変重要であります。今般の完全統合により分担金の割合は今後、企画調整会議で議論され、毎年度見直されるとのことです。そこで各区分における分担金の今後の見通しについてお聞かせ願います。

○議長（西澤巧平君） 勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） 総務部長の勝本でございます。吉川議員ご指摘のとおり、令和3年度及び4年度にはデジタル無線・通信指令システムの間更新、また令和9年度には全部更新が予定されており、多大な費用が必要となります。このため、毎年度の負担を平準化し、さらに合理化を進めることで令和3年度から12年度までの10年間の市町村分担金の合計額について、平均129億2,000万円とし、令和2年度予算額と比較し、2,000万円の減を図りたいと考えております。なお、市町村の分担金の今後の見通しについては、今回、議案として上程している奈良県広域消防組合分担金条例において毎年負担割合の施行状況の見直しについて検討を行うとしております。議員お見込みのとおり、企画調整会議において検討し、明らかになってくるものと考えます。

以上です。

○議長（西澤巧平君） 8番、吉川議員。

○8番（吉川幸喜君） ご答弁、ありがとうございます。機器の更新が必要というのは理解できます。消防機器が高度化して、価格も高騰しているというふうにも聞いております。大変ご苦勞をおかけしていますが、広域化のメリットを十分に活かしていただき、参加各市町村の費用負担をできる限り、抑えていただきますよう、引き続きご努力をお願いします。

また、新しい仕組みで分担金の割合を調整していくわけですが、地域によって事情も大きく異なりますので、しっかり議論を尽くして、それぞれの市町村が公平に負担感を共有できますよう強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（西澤巧平君） 以上で8番、吉川幸喜議員の一般質問を終わります。

続きまして、21番、新澤良文議員の質問を許します。

21番、新澤良文議員。

○21番（新澤良文君） 21番、新澤でございます。議長のお許しをいただきましたので、なるべく事前通告書に沿って質問させていただきます。

1 といたしまして、私が提案した奈良県広域消防組合議会の運営における組織体制の見直しに関する決議が大和郡山市選出の議員以外の全ての議員の賛同をいただき、採択されたところでございます。今後、どのように組織体制を見直される予定か、お伺いいたします。

それに伴い、正副管理者側からアンケートなるものが各市町村議会の議長宛てに出されましたが、どのような意図で、この広域消防組合議会の存在を軽視するような、こんな馬鹿なアンケートを出されたのか、お伺いいたします。重ねてこのくだらないアンケートは誰が発案者で、どなたが賛同したのかをお聞かせください。

2 といたしまして、奈良県広域消防における職員の新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。

消防庁対処方針に基づき、対応されていることと存じますが、具体的にどのような対策をされているのか、お伺いいたします。また、消防職員が奈良県市町村会館で開催された職員研修において、新型コロナウイルスに感染して、その後、他の職員に感染させるという事案があったとお聞きしておりますが、どういう経緯でそのような不祥事になったのかをお聞かせください。

3 といたしまして、平成30年9月27日に発令された懲戒免職処分が再審請求を経て、令和3年2月15日に停職6ヶ月に修正裁決が確定したとのことでございます。なぜ復職させるときに、議会に説明がなかったのか、また懲戒免職から復職の間の給料、慰謝料等はどこからどのように支払われたのかをお聞かせください。また、私のところへ消防職員から怪文書が届いております。このようなことが続くこと自体、奈良県広域消防のガバナンスが効いていないと思いますが、消防長のご見解をお聞かせください。

先ほど、申し上げましたけども、この不祥事、懲戒免職処分になったことに関して、私はこの先ほど消防長が発せられたように、毅然とした態度で、こちらで決められたことを県の方で覆されたとしても、これはもう堂々としておったら良かったと思うんです。それを復職のときに、議会の方にも説明せず知らん間にこそっと復職させておいて、また議会の方にも何の説明もなしにしていったというところから、前回の議会のようにばたばたさせたのかなど。僕もちょっと事前通告が遅かったという部分もあるんですけども、そういうことも含めまして、この奈良県広域消防の管理体制、これがかなり問題あると思います。この飲酒運転を起こして、その後また無免許運転で車検のない車で事故起こした。こんなもの首にして当然でございます。毅然とした態度でこちらの側の処分は処分として堂々とマスコミ発表もそうですし、したら良かったと僕は思っているわけなんですけども、その当時、その上司である、その懲戒処分等を当時受けた職員の上司等々には何らかの処分をされたのか、この件についてもお聞かせください。

組織として、職員に対して匿名の誹謗中傷するようなことを行っている職員の情報を求め、必ず見つけ出し、厳正に処分するというような内容の文書を通知するのは当たり前のリスク管理だと思います。先ほど申しましたこの怪文書等々につきましても、このような名誉を毀損するような行為に対策は何かされているのか、高島消防長にお伺いいたします。そして、このようなことが続くようであれば、管理監督者としてどのように引責されるのか、お伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西澤巧平君） ただいまの質問に対しまして、答弁をお受けいたします。

まず、1つ目の奈良県広域消防組合議会の運営における組織体制の見直しに関する決議について。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 21番、新澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今後、どのように組織体制を見直すのかと、どういう予定なのかというお伺いだと思いますが、11月の組合議会で当該決議に対し、当組合において企画調整会議等でしっかり議論をさせていただきたいと、この議会において方針を提示させていただいたところがございます。これを踏まえ、今後議員構成、議員定数、スムーズな議会運営の制度づくりについて、検討してまいりたいと考えております。

現状の対応として、まず決議書の内容を構成市町村長や構成市町村議会にお知らせをいたしました。そして、これと同時に今後の検討の資料とするため、意見照会を併せて行ったところがございます。回答いただきました意見については、先ほどの全員協議会でも報告をさせていただきましたとおり、様々でございました。今後意見の内容を踏まえ、どのような観点で検討を進めるか、企画調整会議において検討部会を設置の上、議員の皆様の参画もいただき、協議を行いたいというふうに考えております。

令和2年11月の第2回定例会で決議をいただいたその内容を実現するためには規約の変更が必要となります。規約の変更については、組合議会の議決に加えて、37市町村議会の全てにおいて賛成の議決が必要となってまいります。したがって、決議の趣旨を確実に履行するためには、あらかじめ各市町村がどのようなお考えを持っておられるのか、あらかじめお聞きする必要があると判断し、意見照会をさせていただいたものでございます。その結果、先ほど申し上げたとおり、様々なご意見がありましたので、今後検討会でしっかりと議論をすることが必要になってくるのではないかと考えております。組合議会決議を尊重した結果、進めたものであるということで、どうかご理解をいただきたいと存じます。

なお、この意見照会については管理者会議において議論をし、判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 2番目の新型コロナウイルス対策について。

勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） 総務部長の勝本でございます。新型コロナウイルスにつきまして、当組合では新型コロナウイルス感染症対策として、新型インフルエンザ等感染症対応業務継続計画を策定しており、これに基づきまして、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、職場における感染対策の徹底や真に継続すべき業務に資源を集中させるなど、組合の業務が滞りなく行えるよう努めているところでございます。

市町村会館でのコロナの感染ということなんですけども、市町村会館の研修によりコロナウイルスに罹患した職員はおりません。ただ、親族からの感染で研修を受講した組合職員が1人出ております。当該職員につきましては、親族が陽性と確定する前に研修を受講していたため、感染を予測できなかったケースです。最終的に当該職員の一連の行動履歴を踏まえ、研修関係で保健所から濃厚接触者として特定された者は昼食をともにした組合

職員の2名でした。この2名につきましてPCR検査を実施しましたが、いずれも結果は陰性でした。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 続いて、3番目の懲戒免職職員の処分とその後の対応について。
和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 21番、新澤議員のご質問にお答えさせていただきます。人事部の和田でございます。当消防本部では、再審査請求の結果が出るまでは、修正裁決が確定していないものと認識しておりました。従いまして、その段階で内容を公表することは今後の審査手続に影響が出ることを想定し、公表を差し控えてさせていただいたところでございます。確定した修正裁決は結果として不本意なものとなりましたが、公表を控えた趣旨についてご理解いただきたいと考えております。

それから、支給した費用でございますけれども、これにつきましては、区分の特別会計での対応となっております。本人が所属している区分の首長様、それから財政担当者様などの関係者と協議の上、本年度の分担金の中の人件費の範囲で支給してございます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 管理者の大和郡山市の上田管理者から、議会の方で広く意見をということございましたけれども、実は私、昨日、大和郡山市の堀川副議長とお話しさせていただきました。例えば、大和郡山市ではどういうことかと申しますと、このアンケートを受けて、東川議長が判断されたそうなんですけども、堀川副議長の方はやはりこういう広域のことなので、議会にお諮りして、議会の中で広く意見を集約して、アンケートに答えるべきじゃないかとおっしゃったそうなんですけども、東川議長の方が、これは私に来ているアンケートなので、私が独断でやると言うて出されたそうでございます。それを受けて堀川副議長は、この決裁に判子を押さなかったというような報告を受けております。一事が万事、このアンケート、このくだらないアンケート、こんな状況でございます。議長宛に届いています。うちはこの奈良県広域消防組合議会の判断といたしますか、この議会を重視するためにも、このアンケートについては、議会の中で判断してくださいということで、アンケートには答えませんでした。意見なしというのは、これはうちのことなんですけども、他のところの議会においては、このように、管理者のおられる大和郡山市がこんな状況でございます。議長が独断で何も考えずに、考えてはるのか分かりませんよ、管理者と相談されたのかもしれない。そこは勘ぐってしまうところなんですけども、こんな形で副議長は議員でやるべきやと、37市町村でやるべきだと、堀川副議長、こない言うてるんです。議会の中で話し合っているわけではないんですよ。この点について、管理者、意見をお聞かせ願えますか。

○議長（西澤巧平君） 上田管理者。

○管理者（上田 清君） お答えをいたします。大和郡山市の件については、全く話をした経緯はございません。色んな実情があるかと思っておりますけれども、今回議長宛てに出させていただいたのは、昨年、令和2年2月13日に奈良県町村議会議長会会長から各市町村議会議長宛てに奈良県広域消防組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書についてという文書が発出されております。今回の意見照会については、これにならって議長宛て

にすることにより、各市町村議会の総意として回答していただけるものと考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） ですが、現状はこういうような現状でございます。管理者のおられる大和郡山市でもこういう状況でございます。他の議会も調べたらまた出てくるでしょう。またこれは情報開示請求でどこの議会がどうやということも調べさせていただきますけども、一事が万事、この議会の中で話し合ったらいいものを、何かまだ抵抗しているのかなど。いいものをつくっていいこうよ、いい議会にしていいこうよという提案をさせてもらって、そして大和郡山市選出の以外の他の議員さん、全ての議員さんが賛同いただき、また管理者の方でも企画調整会議ですか、何か分かりませんが、そちらの方で前向きにということでこのアンケートなるものということになったのかもしれませんが、この議会は何なんですか、それやったら。前向きな形でアンケートとおっしゃるのであれば、例えば町村議会議長会の方、そうです。私の方から出させていただきました。もう少し丁寧に議会の方でこの件については話し合ってもらえませんかというふうなことを入れるであるとかしてもらわないと、こんなアンケート、無駄じゃないですか。議長1人の判断で勝手に、管理者の大和郡山市がこんな感じですよ。副議長は反対しているんですよ。副議長は37市町村と言うてるんですよ。こんなことでは前に進みませんよ。その言っていた、私の前に一般質問された大和郡山市の議員さんの一般質問の中の回答の中でも、分担金は毎年変わっていくとおっしゃるんですよ。そんな中で、例えば、これ、25人、議員の定数を25人というのが一番多かったのかな、これ。しょうもないアンケートを取られた中でも、これ、一番多かったんだけど、また高市郡は2年に1回、吉野郡は5年に1回、分担金は上がる、下がる。うちはいいですよ。うちは分担金、上がろうが、下がろうが、仮に議会を通さんかっても、中和が解散するときに榎原市さんが立て替えしてくれるという、これ、約束をしてくれているからね。これはもう申し訳ないですけども、中和の議事録の中で当時の森下管理者が約束をしてくれているので、うちは議会、通らんかっても、榎原市さんが立て替えしてくれるのでいいんですけども、他の議会の方では、毎年そんな変動した場合、これ、どうなんですか。議会の方でやはり分担金等々は予算の中で、それぞれの議会で話し合っていくのやから、それぞれの議会議員が選出して、それで何で上がったんやというのを、それぞれの議会で説明できるようにしていくのが、これ、筋道だと思うんですけども、この件についてお伺いします。

○議長（西澤巧平君） 岡田総括監。

○総括監（岡田伸一郎君） 分担金の変動についてのご質問という趣旨で理解しました。先ほども申しましたように、分担金の変動につきましては、基本的には企画調整会議等で検討するということで、毎年どういう形でやるのか、具体的な負担割合について見直す必要があるということで、負担割合を中心に検討していく形になっております。ただ、毎年変動というところにつきましては、先ほどの財政計画に触れましたとおり、負担の平準化を図るために基金を設けたりということで工夫して、できるだけ増減を抑制していいこうと考えておりますが、その趣旨につきましては中期的な財政計画、今回、説明させてもらっていますが、引き続き進捗についてはご報告させてもらって、組合議会の議員さんに

も、その趣旨についてご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 中身のことは詳しく言ってもらっていいんですけども、僕は当初から言うてるのは、37市町村でそれぞれ持ち帰って、これ、負担金等々予算を組むわけでしょ。それをまた理事者が組んで、それを議会の中で承認していくわけなんですよ。これ、議会、予算が通らんかった、どうなったということになってきますよ。説明できないんやから、これ、例えば。僕、何もそこまで抵抗しなくても、予算が通らないんじゃないかとか、云々とか、そういうようなことも危惧されているのかもしれないんですけども、予算が通るか通らないかというのは、通るように、通るような予算を組んで、通るように説明したら、予算なんか通るんですよ。そんな色んなことの掛け合いとか、駆け引きにそんなことを使うような議員さんみたいなん、この中にはいませんよ。また、37市町村、代表になったとしても、そんな議員さんなんかいないと思いますよ。そやから、そんなことを危惧しているのかどうか分からんけども、何を怖がっているのかなと、37市町村で話し合いましょうよ、議員で。このアンケートなるものは意味がないということを、これは強く申し上げておきます。1点目と申しまして。

ちょっと再度になりますけども、この意味のないアンケート、これを基本ベースで今後話し合われるということを実施されるんですか、管理者にお伺いします。

○議長（西澤巧平君） 上田管理者。

○管理者（上田 清君） このアンケートの結果はもちろん資料の1つでありますので、新しい検討会、議員の方々には参画いただきたいと思いますが、そこであくまでも1つの資料として根本的なところから議論をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 先ほど申しましたとおり、この1つの意見としてというのを、これは参考資料にされるのはちょっとおかしいなということを強く申し上げておきます。先ほど、大和郡山市の方で例を挙げたように、議長が独断でというか、己の判断で回答されているような議会もあるようでございます。そういうこともございますので、この件につきましては、この参考資料といいますか、この意見集約状況なるもの、これはもう無意味なものだということを強く申し上げて、使わないように、また逆に市町村議会の議長会もありますし、そんなところとまた連携しながら色んな意見を集めていくという手もあると思います。そうしたら不利だということを思っているのかもわかりませんが。例えば、もうあまり出たくないんやけども、橿原市の方も、これ、議長が判断されたみたいで、そちらの方は何か町村と市とあれば、町村の方が数多いから、負けるからあかんのやというようなことを言うてはる。ちょっとその辺は意味分らないんですけども、僕は直接聞いたわけじゃないんですけども。解釈の仕方でもう色んな意見があるみたいでございます。こんな集約した、議長宛に届いたこの意見集約状況というのは無意味なものやということを、この件につきましては強く申し上げておきます。

ですので、仮に各議会の意見を集約したいとなれば、もう1回やり直すか、やり直す必

要もないと思うんです。この議会の中で決めていることなので、この議会の中で進められたらいいと思うんですけれども、その辺を強く申し上げます。

次に、コロナでございます。これ、市町村会館で研修あったと思うんですけれども、人事評価研修会だったんですか、そのときに行かれた職員がコロナに感染しておって行ったということですか。そうか、行って感染したということではないんですか、どうなんですか。

○議長（西澤巧平君） 勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） コロナには感染していたんですけども、まだそれが分かっていない状況、家族の方がなられたんですけども、それ、判明したのがその後でございます。分からないまま行ったということでございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） じゃあ、このときはまだコロナかコロナであったか分からなかった状況ということよろしゅうございますね。

○議長（西澤巧平君） 勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） そのとおりでございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） その後、じゃあ、コロナと分かったときに、この研修に出ていた全ての人に、例えばこの研修会も含めて、奈良県市町村会館も含めて報告はされましたか。

○議長（西澤巧平君） 勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） 保健所も通じて報告もさせていただきました。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 濃厚接触者はそのときはもう出てきてなかったということで、何名ぐらい濃厚接触者。

○議長（西澤巧平君） 勝本総務部長。

○総務部長（勝本英一郎君） 昼食をともにした2名が濃厚接触者ということで特定されました。その2名につきましては、PCR検査を受け、陰性ということになりました。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 市町村会館、使っている、僕らも市町村会館の中に議長会の会長室というのがあるんですけど、僕ら、そんなこと全然聞いていなくて、その後、ばたばたしておって、後から聞いたんですけども、議長会の方には全然入っていなかったんですけども、その入っているところ、総合事務組合等々もありますよね。市町村長会の部屋もありますし、そういうところには報告されたんですか。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 陽性というのが判明いたしましたしてから、施設管理者の方の方へ連絡をさせていただいていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） それやったら、施設管理者の方には報告したということ。それなら施設管理者の方から僕らの方に来ていなかったということよろしいですね。それ、間

違いはないですね。分かりました。

○議長（西澤巧平君） 残り、約5分程度になりました。よろしくお願いします。

○21番（新澤良文君） では、次に、消防の本当に今回の発表と申しますか、懲戒免職処分の再審請求でこれはもう残念なことなんですけども、これが却下になったということ、確定したということになります。消防長、立派だったと思います。このときの消防長のコメントと申しますか、うちの出した消防組合の方は間違った判断はしていないと。これはもう全然、僕もそうやと思いますし、飲酒運転で逮捕されて、免許証のない人間、消防署の職員ですよ。飲酒運転で逮捕されて、免許証のない人間がまた無免許で車検のない車で事故をしたと。それで上司に報告していなかったということによろしゅうございますね、経緯が。ここ、確認をちょっと。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） もうこんなん、懲戒免職の処分、適正だと思います。100万人の県民の命を預かる消防署員ですよ。もう当然のことだと思います。このときは、この職員の上司の人にも指導ないし、何らかの処分はされたんですか。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 私的などころでの飲酒運転ということでございましたが、当時の所属長でございますけれども、これに対しては管理者責任として嚴重注意の処分を行っております。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 管理者責任の嚴重注意ってどんな処分なんですか。ただ、怒っただけということですか。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） そうですね、嚴重注意ということになります。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 僕、思うんやけど、この飲酒運転の時点で厳しく厳しくもう注意もし、また上司の方にも指導等々していたら、2回目のこの無免許、車検というのも、防げたんじゃないかなということもございます。この点についてどう思いますか。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 今、議員おっしゃったとおりでございますけれども、1回目の処分、1回目の飲酒運転、この報告がございませんでした。2回目の車検切れの事故ですけども、違うところから入りまして、本人からの報告がございませんでした。1回目の報告を受けている段階で厳しい注意をしておりましたら、おっしゃるとおり防げたかと思うんですけども、続けての事故は報告がなかったということで、後の報告でございました。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 21番、新澤議員。

○21番(新澤良文君) それであつたら、仕方がないことでございますけども、本当に消防の体制、僕のとこの怪文書はもう4通目かな、5通目かな。しょっちゅうのことなので、慣れているのでいいんですけれども、この取扱い、この指導等々は消防長、何らかのあれはしてるの。僕、怪文書来る度にファックスでこんなん来ましたと送っていますよね、どうなんですか。

○議長(西澤巧平君) 高島消防長。

○消防長(高島 工君) 消防長の高島です。新澤議員の回答というのか、今、新澤議員には大変怪文書ということでご迷惑をかけております。誠に申し訳ございません。この怪文書につきまして、出所、確かに分かっておりません。出所も追跡しておるんですけれども、分かっておらない分につきまして、なかなか先ほどのガバナンス等々もございしますが、こちらの方としましては正々堂々と怪文書をまた投書する際には、名前をつけて出してほしいというふうな話はしております。しかしながら、投書、怪文書につきましては、匿名、名前がない部分となっておりますので、今回のこの文書につきましても、新澤議員からは頂いておりますが、何分パワハラ通報があつた職員についての通報、怪文書等々となっております。また、そのパワハラ通報等に関しましても、しっかりこちらの方ではルールに基づいて処分をやっていくと。先ほど、管理責任というふうな話もございました。申し訳ございませんが、この怪文書につきましては、今のところ追跡等々、また出所も分かっておりませんので、管理責任というふうなものは考えておりませんが、パワハラに關した部分、その分につきましては、しっかりしたルールに基づいて、懲罰委員会開きまして、その中で管理監督の責任というのもしっかり審査してもらう予定となっております。

以上でございます。

○議長(西澤巧平君) 新澤議員に申し上げます。発言時間が超過しておりますので、簡潔によりしく願ひします。

○21番(新澤良文君) 怪文書に対して答弁してもらうというのは申し訳ないことなんですけども、中身がどうも職員でなければ分からないような内容だったので、消防長の方にご相談申し上げたという次第でございますけども。パワハラ案件、この話になったらまた長くなるのでまたあれなんですけども、ルールはルールで、あることはあることで、のっとってやられたらいいと思います。僕はその誰かの肩を持つわけでもないですし、あれするわけでもございません。ただ、その中であんまり先ほどの職員もそうなんですけども、色眼鏡で物事を判断しないように、これだけはお願い申し上げておきます。質問があちこち飛びまくって、会議の皆様におかれましては聞きにくいような質問で申し訳なかったんですけども、私のこの奈良県広域消防組合議会を良くしたいと、奈良県を何としても守っていきたくて、この思い、これを汲んでいただきまして、今後の企画調整会議等々でもよくよいくいい判断を、極力37市町村で、極力というか、もう絶対に37市町村でやっていただけるようお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

○議長(西澤巧平君) 以上で、21番、新澤良文議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより議案の審議に入ります。

○議長（西澤巧平君） 日程第6、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） それでは、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきましては、現場活動中において発生した損傷事故等に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案書の1ページ、報第1号のとおり報告をいたしますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

日程第7 議第1号 奈良県広域消防組合分担金条例の制定について

○議長（西澤巧平君） 日程第7、議第1号、奈良県広域消防組合分担金条例の制定について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第1号、奈良県広域消防組合分担金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

参考資料と書かれております冊子の1ページをお開きいただきたいと思います。

その3の制定の理由及び内容に記載のとおり、奈良県広域消防組合規約の一部を変更する規約の施行に伴い、変更後の組合規約第17条において、分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は条例で定める。と規定されていることから、負担割合を定めるため、本条例を制定するものでございます。

負担方法及び負担割合は表のとおりとし、また附則において毎年、施行状況の見直しについて検討を行い、結論を得るものとしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもちまして討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号、奈良県広域消防組合分担金条例の制定について、原案どおり可決することに決したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案どおり可決いたしました。

日程第 8 議第2号 奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例の制定についてから日程第11 議第5号 奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定についてまで

○議長（西澤巧平君） 日程第8、議第2号、奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例の制定についてから、日程第11、議第5号、奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定についての4議案については、同種同目的であるため、一括議題といたします。管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第2号、奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例の制定についてから、議第5号奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定についての4議案について、ご説明を申し上げます。

これら4議案は、議第1号と同様に、奈良県広域消防組合規約の変更に伴いまして、所要の手続を行うため、議案の提出をさせていただくものでございます。

それでは、参考資料の3ページをご覧ください。

議第2号、奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例でございますが、3の制定の理由及び内容に記載のとおり、各市町村からの意見反映のための機能を果たすことができるよう、(1) 区分会議、(2) 市町村長総会、(3) 正副管理者会議の3つの会議を設置し、それぞれの会議に関し必要な事項を規定するため、本条例を新たに制定するものでございます。

なお、規約の変更により運営協議会が正副管理者会議として引き継がれるため、附則において奈良県広域消防組合運営協議会条例を廃止いたします。

おめくりをいただきまして、5ページをご覧くださいと存じます。

議第3号、奈良県広域消防組合副管理者定数条例の制定について、ご説明を申し上げます。組合規約第8条第2項において、組合に副管理者6人を置きと定めていることから、これを定数として定めるものでございます。

次に、おめくりいただきまして7ページをご覧くださいと存じます。

議第4号、奈良県広域消防組合附属機関設置条例の制定について、ご説明を申し上げます。

執行機関の附属機関として、奈良県広域消防組合企画調整会議を設置するにあたり、地方自治法の規定に基づき、条例に規定する必要があるため制定するものでございます。

次に、おめくりをいただきまして、9ページをご覧ください。

議第5号、奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定について、ご説明を申し上げます。

現在、組合の事務については消防本部の職員が行っているところでございますが、今後新たな区分、市町村との対応など、業務が多大となることが予想されることから、消防本部とは別に組合に管理者の権限に属する事務を行う事務局を設置し、組合の組織運営方針、予算方針等の策定や構成市町村との調整、また新たに設置される企画調整会議に関する事務を所管する部署を設置するため制定するものでございます。

以上、4件の議案について、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑がございましたら、一括提案であるため、議案番号をお示しの上、お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。

議第2号から議第5号までの4議案について、一括採決することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、議第2号から議第5号までの4議案については、一括採決とすることに決めます。

それでは、議第2号、奈良県広域消防組合正副管理者会議等に関する条例の制定についてから、議第5号、奈良県広域消防組合事務局設置条例の制定についてまでの4議案について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、議第2号から議第5号までの4議案は、原案どおり可決いたしました。

日程第12 議第6号 公益的法人等への奈良県広域消防組合職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長(西澤巧平君) 日程第12、議第6号、公益的法人等への奈良県広域消防組合職員の派遣等に関する条例の制定について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者(上田 清君) 議第6号、公益的法人等への奈良県広域消防組合職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

参考資料の11ページをご覧くださいと存じます。

公益的法人等への職員の派遣に際し、派遣先の公益的法人等における報酬、勤務条件や従事すべき業務、職員派遣の期間等、職員派遣に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(西澤巧平君) ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。

議第6号、公益的法人等への奈良県広域消防組合職員の派遣等に関する条例の制定について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) 異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案どおり可決いたし

ました。

日程第 13 議第7号 奈良県広域消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてから、日程第17 議第11号 奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（西澤巧平君） 日程第13、議第7号、奈良県広域消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてから、日程第17、議第11号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案については、同種同目的でありますので一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第7号、奈良県広域消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてから、議第11号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について、ご説明を申し上げます。

この5議案は、11月議会定例会において可決をいただきました奈良県広域消防組合公平委員会設置条例の制定に伴い、必要な手続を行うため、制定もしくは一部改正を行うものであります。

参考資料の13ページをご覧くださいと存じます。

議第7号、奈良県広域消防組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法に基づき、新たに公平委員会の委員となった者の服務の宣誓について定めるものでございます。

おめくりをいただきまして、15ページをご覧くださいと存じます。

議第8号、奈良県広域消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について、公平委員会の設置に伴い、現在規定されている実施機関に公平委員会を追加し、また法律の規定に準じた定義の見直し等を行うものでございます。

次に、29ページをご覧くださいと存じます。

議第9号、奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、先ほどの情報公開条例と同様に、現在規定されている実施機関に公平委員会を追加し、また法律の改正に基づき、マイナンバーなどの個人識別符号等について新たに規定するものでございます。

次に、少し飛びますが、51ページをご覧くださいと存じます。

議第10号、奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、地方公務員法に定める業務状況の報告について改正する必要があるため、条例改正案を提出するものでございます。

次に、55ページをご覧くださいと存じます。

議第11号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、奈良県広域消防組合公平委員会の委員及び奈良県広域消防組合企画調整会議の委員に対しまして、地方自治法の規定に基づき報酬を支給する

こととし、組合の他の非常勤の特別職と同様に日額1万円を支給するものでございます。

以上、5件の議案について、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑がございましたら、一括提案であるため、議案番号をお示しの上、お願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第7号から議第11号までの5議案について、一括採決することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第7号から議第11号までの5議案については、一括採決することにいたします。

それでは、議第7号、奈良県広域消防組合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の制定についてから、議第11号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 異議なしと認めます。よって、議第7号から議第11号までの5議案については、原案どおり可決いたしました。

日程第18 議第12号 奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について及び
日程第19 議第13号 奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例
について

○議長（西澤巧平君） 日程第18、議第12号、奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について及び日程第19、議第13号、奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例についての2議案については、基金のことでありますので一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第12号、奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について及び議第13号、奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例についての2議案について、ご説明申し上げます。

参考資料の59ページをご覧くださいと存じます。

議第12号、奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について、将来的に多額の費用が必要となる庁舎建設やデジタル無線・通信指令システムの更新事業等に備え、

必要な財源を確保し、市町村分担金の負担を平準化し、安定的な財政運営を図るために、新たに目的基金を設置するものでございます。

次に、おめくりいただいて、61ページをお願いいたします。

議第13号、奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例について、組合の全体統合に伴いまして、12の特別会計が廃止され、一般会計に一本化することから、特別会計ごとに整備されている消防事業基金を廃止させていただくものでございます。また、その廃止される基金については、一般会計の財政調整基金に積み立てることを附則において規定をしております。

以上、2議案について、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもちまして討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第12号及び議第13号の2議案について、一括採決することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第12号及び議第13号の2議案については、一括採決することにいたします。

それでは、議第12号、奈良県広域消防組合庁舎・設備整備基金条例の制定について、及び議第13号、奈良県広域消防組合山辺消防事業基金条例等を廃止する条例についての2議案について、原案どおり可決することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第12号及び議第13号の2議案については、原案どおり可決しました。

日程第20 議第14号 奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（西澤巧平君） 日程第20、議第14号奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第14号、奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料の63ページをご覧くださいと存じます。

これまで旧消防本部単位となっております職員の特殊勤務手当について、組合の全体統合に伴い、統一の基準で支給するための調整が済みましたので、本条例の全部改正を行

うものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。

議第14号、奈良県広域消防組一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案どおり可決しました。

日程第21 議第15号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（西澤巧平君） 日程第21、議第15号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第15号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料でございます。71ページをご覧くださいと存じます。

新型コロナウイルス感染症について、指定感染症の指定期間が1年間延長されましたので、この条例の失効期日を令和4年3月31日まで延長させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。

議第15号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

日程第22 議第16号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(西澤巧平君) 日程第22、議第16号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者(上田 清君) 議第16号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料の75ページをご覧くださいと存じます。

組合の全体統合に伴いまして、大和郡山消防署の定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の加算率に違いがありましたので、統一をさせていただくものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(西澤巧平君) ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第16号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案どおり可決しました。

日程第23 議第17号 奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(西澤巧平君) 日程第23、議第17号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者(上田 清君) 議第17号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料の79ページをご覧くださいと存じます。

赴任に関する規定のうち、新たに採用された職員の対象となる範囲については具体的に示されておりませんでした。実際の運用では消防職員の新規採用試験により採用となった

職員は、この条例の対象となっておりませんので、新たに採用された職員の対象範囲を具体的に示すために改正するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第17号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案どおり可決しました。

日程第24 議第18号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（西澤巧平君） 日程第24、議第18号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第18号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料の83ページをご覧くださいと存じます。

対象火気設備等として規制しております電気自動車用の急速充電設備に関する改正でございます。全国統一的な基準として、急速充電設備の範囲を20キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な安全措置を定めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第18号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案どおり可決しま

した。

日程第25 議第19号 令和2年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第37 議第31号 令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの13議案

○議長（西澤巧平君） 日程第25、議第19号、令和2年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第37、議第31号、令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの13議案については、補正予算の件であるので一括議題として管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 令和2年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算については、奈良県広域消防組合の文言を省略させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

お手元にお配りしております一般会計・特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書に詳細を記載しております。

それでは、補正予算の概要について、説明いたします。

まず、議第19号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊の「令和2年度一般会計・特別会計補正予算書」の1ページ、議第19号をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億8,670万8,000円を追加し、48億1,490万9,000円とする補正でございます。

補正理由といたしましては、令和3年度予算から各特別会計が一般会計に一本化することから、各特別会計で管理しておりました消防事業基金を一般会計の財政調整基金に積み立てるため、各特別会計からその基金を繰入れまして、財政調整基金に積立てを行うための措置、また新型コロナウイルスの影響による各種事業の中止等による減額が主なものでございます。

次に、議第20号から議第31号までの各特別会計補正予算については、全て共通の理由による追加補正でございます。

まず歳入ですが、前年度の決算剰余金の2分の1は6月に基金に編入しておりまして、残りの2分の1を繰越金として予算化するものでございます。また、先ほど一般会計補正予算のところで説明を申し上げましたとおり、各特別会計の消防事業基金を一般会計の財政調整基金へ積み立てるため、一旦、各特別会計の歳入予算に消防事業基金の繰入れを行い、歳出においてその基金を一般会計予算へ繰出すための措置でございます。併せまして、今後、庁舎建設やデジタル無線・通信指令システムの更新費用等が必要となることから、新たに目的基金への積立てを今回の補正においてお願いをするものでございます。

それでは、順に会計ごとに説明いたします。

5ページをお願いいたします。議第20号、令和2年度山辺消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,440万3,000円を追加し、20億8,806万9,000円とする補正でございます。

次に、9ページでございます。

議第21号、令和2年度桜井消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,897万6,000円を追加し、9億6,800万6,000円とする補正でございます。

続いて、13ページでございます。

議第22号、令和2年度五條消防事業特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,518万7,000円を追加し、10億3,435万5,000円とする補正でございます。

共通の補正理由に加えまして、十津川分署庁舎建設に伴う設計業務委託料の入札差金分、609万2,000円を減額しております。

続いて、17ページをお願いいたします。

議第23号、令和2年度大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,135万6,000円を追加し、8億7,573万9,000円とする補正でございます。共通の補正理由に加えまして、勸奨退職者1名が生じたので、退職手当1,716万9,000円を増額しております。

続いて、21ページをお願いいたします。

議第24号、令和2年度西和消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,559万7,000円を追加し、18億6,375万6,000円とする補正でございます。

続いて、25ページをお願いします。

議第25号、令和2年度宇陀消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,675万1,000円を追加し、11億9,017万9,000円とする補正でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

議第26号、令和2年度葛城消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,493万8,000円を追加し、6億3,798万8,000円とする補正でございます。

続いて、33ページをお願いいたします。

議第27号、令和2年度吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,700万9,000円を追加し、7億5,123万1,000円とする補正でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

議第28号、令和2年度中和消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,243万4,000円を追加し、31億4,074万2,000円とする補正でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

議第29号、令和2年度中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,809万1,000円追加し、9億2,120万1,000円とする補正でございます。

続いて、45ページをお願いいたします。

議第30号、令和2年度香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,702万1,000円を追加し、14億859万3,000円とする補正でございます。

次に、49ページをお願いします。

議第31号、令和2年度野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ927万9,000円を追加し、8,301万8,000円とする補正でございます。

以上、令和2年度一般会計及び各特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。一括提案であるため、議案の番号をお示しの上、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第19号から議第31号までの13議案について一括採決することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。

よって、議第19号から議第31号までの13議案については、一括採決にすることといたします。

それでは、議第19号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）についてから、議第31号、令和2年度野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの13議案について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。よって、議第19号から議第31号までの13議案は原案どおり可決いたしました。

14時40分に開会して、約1時間30分たっておりますので、5分程度休憩を取って、再開は16時15分にしたいと思います。

午後4時06分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（西澤巧平君） 再開いたします。

日程第38 議第32号 令和3年度奈良県広域消防組合一般会計予算について

○議長（西澤巧平君） 日程第38、議第32号、令和3年度奈良県広域消防組合一般会計

予算について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 議第32号、令和3年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

先ほども申しあげましたとおり、令和3年度予算から特別会計を廃止し、一般会計に一本化をさせていただいております。別冊の一般会計予算書・予算に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、議第32号をお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ143億173万2,000円と定めております。

続いて、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、予算額130億5,110万5,000円、2款、使用料及び手数料、予算額520万6,000円、4款、県支出金、予算額1億8,950万2,000円、5款、財産収入、予算額902万6,000円、7款、繰入金、予算額2億8,534万1,000円、9款、諸収入、予算額1億45万2,000円、10款、組合債、予算額6億6,110万円でございます。

おめくりいただきまして、4ページ、歳出でございます。

1款、議会費、予算額114万3,000円、2款、総務費、予算額2億2,390万4,000円、3款、消防費、予算額129億8,493万5,000円、4款、公債費、予算額10億5,845万円、6款、予備費、予算額3,330万円でございます。

続いて、5ページ、第2表、地方債でございますが、起債の目的は消防施設の整備事業、借入限度額は6億6,110万円と定めております。

次のページからは予算事項別明細書となります。主要な部分についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、9ページをお願いいたします。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、消防費分担金でございます。予算額129億1,195万5,000円で、歳入総額の約90%を占めております。また、会計が一本化されたため、前年度予算額との比較が正しく表記されませんが、実際には前年度と比較をいたしまして2,567万3,000円の減額となっております。

10ページから12ページの説明欄に各市町村別の分担金が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、11ページの中ほどに1款、分担金及び負担金、2項、負担金、1目、特定事業負担金、予算額1億3,915万円とございますが、これは十津川分署庁舎建設費に伴う十津川村の特定事業負担金でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

4款、県支出金、2項、県補助金、予算額6,822万8,000円、これは消防広域化に伴い、デジタル無線・通信指令システムの整備に必要な事業費のうち、県からいただく補助金でございます。

次に、その下の3項、県委託金、予算額1億2,127万4,000円、これは県の委託を受けております救急安心センター（#7119）の運營業務の委託金でございます。

続いて一番下の7款、繰入金、1項、基金繰入金のうち、2目、目的基金繰入金予算額7,500万円は、デジタル無線通信指令システムの部分更新事業へ充当するため繰入れするものでございます。

続きまして、17ページの中ほどをお願いします。

10款、組合債、予算額6億6,110万円、これは先ほど説明申し上げましたデジタル無線・通信指令システムの部分更新事業及び消防車両の更新に充当するために発行する起債ということでございます。

続きまして、歳出でございます。19ページをお願いします。

1款、議会費、予算額114万3,000円、前年度とほぼ同額となっております。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、予算額2億2,291万円、主に総務関係経費として、集約した電気代や事務機器等の購入費、保守費用、借上料等に関する経費でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。下段の3款、消防費でございます。

1目、常備消防費、予算額124億8,316万5,000円、主に消防活動に係る費用でございます。このうち職員給与費となる給料、職員手当、共済費にて合計110億3,606万8,000円、全体の88.4%を占めております。

続いて、30ページをお願いいたします。

12節、委託料3億792万円、主なものは説明欄にございます救急安心センター業務委託料1億583万8,000円、消防救急デジタル無線設備保守点検委託料5,185万9,000円、消防指令システム保守点検委託料9,893万3,000円となっております。

続いて、32ページをお願いいたします。

17節、備品購入費4億7,247万2,000円、このうち、公用車購入費として4億5,782万円、これは車両更新計画に基づく消防車両の更新でございます。化学車2台、救助工作車1台、救急車6台を更新するものでございます。

31ページの一番下、2目、消防施設費、予算額5億177万円。

続いて、34ページでございます。

14節、工事請負費、予算額4億4,351万3,000円、うち施設整備工事費にて、デジタル無線・通信指令システムの部分更新事業で3億円、庁舎建設工事費ということで、十津川分署建設工事費で1億3,463万円でございます。

以上、予算に関する説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第32号、令和3年度奈良県広域消防組一般会計予算について、原案どおり可決す

ることに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) 異議なしと認めます。よって、議第32号は原案どおり可決しました。

日程第39 議第33号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長(西澤巧平君) 日程第39、議第33号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者(上田 清君) 議第33号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明を申し上げます。

資料については、議案書の79ページをご覧くださいと存じます。

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和3年3月31日をもって葛城広域行政事務組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法に基づき、構成団体であります当消防組合の議会議決も必要となることから、お願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(西澤巧平君) ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第33号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案どおり可決しました。

日程第40 同第1号から、日程第42 同第3号までの奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3同意案

○議長(西澤巧平君) 日程第40、同第1号から、日程第42、同第3号までの奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3同意案は、同種同目的でありますので、一括議題といたします。管理者に説明を求めます。

上田管理者。

○管理者（上田 清君） 同第1号から同第3号までの奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3同意案について、ご説明を申し上げます。

議案書の83ページをご覧くださいと存じます。

令和3年4月1日から公平委員会を設置することに伴い、地方公務員法の規定に基づきまして3名の方の委員を選任するものでございます。同第1号では、岸田守弘氏を選任するものでございます。岸田氏は会社経営者でございまして、民間代表として選ばせていただきました。同第2号では、新座博行氏を選任するものでございます。新座氏は県職員のOBでございまして、行政経験者として選ばせていただきました。同第3号では、中村吉孝氏を選任するものであります。中村氏は弁護士でございまして、奈良県弁護士会からご推薦をいただきました。

以上3名の方のご同意についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（西澤巧平君） ただいまの説明について、質疑がございましたら。

21番、新澤議員。

○21番（新澤良文君） 中村氏は弁護士ということが分かったんですけども、岸田氏は会社経営者、新座氏は地方公務員、OBということなんですけども、具体的にどういった会社経営、どういった職歴等を持っておられるかをお尋ねいたします。

○議長（西澤巧平君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 21番、新澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

岸田氏でございまして、この方につきましては、県の産業観光雇用促進部の方の調整をお願いいたしました結果、橿原市の商工会議所を紹介いただきまして、そちらからのご推薦ということで、株式会社だんご庄取締役会長の岸田氏をご推薦いただいたものでございます。それから、行政に明るい方ということで、元奈良県の職員さんのOBでございまして、法務事務担当経験で人選させていただきましたところ、元監査委員事務局長を歴任されております新座さんを選ばせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（西澤巧平君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

同第1号から同第3号までの3同意案について一括採決することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤巧平君） ご異議なしと認めます。

よって、同第1号から同第3号までの3同意案については、一括採決することにいたします。

それでは、同第1号から同第3号、奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任3同意案

について、原案どおり同意したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤巧平君) ご異議なしと認めます。よって、同第1号から同第3号までの3同意案は原案どおり同意しました。

以上で、本定例会に提出されました議案をすべて終了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長(西澤巧平君) ここで管理者からご挨拶の申入れがありましたので、これを許可いたします。

上田管理者。

○管理者(上田 清君) 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案いたしましたところ、議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案が滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回提出をいたしました主な議案は、当組合の新しい組織体制のこと、一本化された令和3年度予算など、設立当初から段階を踏んで取り組んでまいりました組合の全体統合へ向けて必要なものでございます。本日、全てご承認をいただいたことで、いよいよ全体統合を迎える準備が整いました。

奈良県広域消防組合は全国でも例を見ない、37もの市町村で構成される大規模消防でございます。消防広域化の先進地として注目もされております。今回の全体統合が消防広域化の成功例として情報発信できるよう、執行機関、消防職員共々、力を合わせて取り組む所存でございます。どうか皆様方におかれましては、今後、ますます本組合に対し、お力添えとご協力を切にお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶、そして御礼とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長(西澤巧平君) 議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和3年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 澤 巧 平

署 名 議 員 窪 佳 秀

署 名 議 員 清 原 和 人